

【IV 写真帳作成要領】	誤記修正	P. IV-1-3
現 行	改 訂	
<p>(電子媒体に記録する写真)</p> <p>10. 電子媒体に記録する写真の属性情報等については、次の事項によるものとする。</p> <p>(1) 電子媒体は、CD-ROMを原則とする。ただし、これ以外の電子媒体の場合については、監督職員の承諾を得るものとする。</p> <p>(2) 電子媒体の記録画像ファイル形式はJ P E G形式（非圧縮～圧縮率1／8まで）を原則とし、これ以外による場合には監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>(3) 電子媒体に記録する写真については、必要な文字、数値等の内容が判読できる機能、制度を確保できる撮影器材を用いるものとする。（有効画素数100万画素程度、プリンタはフルカラー300dpi以上、インク・用紙等は通常の使用条件のもとで3年間程度に顕著な劣化が生じないものとする。）</p> <p>(4) 写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。</p>	<p>(電子媒体に記録する写真)</p> <p>10. 電子媒体に記録する写真の属性情報等については、次の事項によるものとする。</p> <p>(1) 電子媒体は、CD-ROMを原則とする。ただし、これ以外の電子媒体の場合については、監督職員の承諾を得るものとする。</p> <p>(2) 電子媒体の記録画像ファイル形式はJ P E G形式（非圧縮～圧縮率1／8まで）を原則とし、これ以外による場合には監督職員の承諾を得るものとする。</p> <p>(3) 電子媒体に記録する写真については、必要な文字、数値等の内容が判読できる機能、制度を確保できる撮影器材を用いるものとする。（有効画素数100万画素程度、プリンタはフルカラー300dpi以上、インク・用紙等は通常の使用条件のもとで3年間程度に顕著な劣化が生じないものとする。）</p> <p>(4) 写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。</p>	